

瑞穂運動場
(パロマ瑞穂スポーツパーク)
及び瑞穂公園

指定管理者募集要項

平成29年6月

名古屋市教育委員会

緑政土木局

瑞穂運動場(パロマ瑞穂スポーツパーク)及び 瑞穂公園指定管理者募集要項目次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1
3	瑞穂運動場の役割	1
4	指定管理者が行う業務の内容	2
5	指定管理者の指定の予定期間	3
6	応募資格等	4
7	管理の基準	6
8	管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準...	9
9	管理業務に従事する者に必要な人数の基準	12
10	事業収支に関する事項	13
11	管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等	17
12	指定管理者の公募に関するスケジュール	18
13	申請書類の提出	19
14	応募者説明会・施設見学会	20
15	質問の受付と回答	21
16	指定管理者の選定	21
17	指定後の対応について	25
18	協定の締結について	25
19	指定の取り消し等	25
20	申請にあたっての留意事項	26
21	団体の法人格の変更	26
22	市による評価の実施、公表	27
23	市監査委員等による監査	27
24	原状回復義務	27
25	業務の引継ぎ	27
26	問合せ先	27

市は、名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第11条及び名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の3の規定により、名古屋市瑞穂運動場条例第1条第1項に規定する瑞穂運動場（以下「瑞穂運動場」という。）及び都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日（昭和52年名古屋市告示第38号）に規定する瑞穂公園のうち別紙1「管理区域」で指定する区域（以下「瑞穂公園」という。）の公園施設を一体的に管理する指定管理者を公募します。

1 施設の設置目的

市は、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興に寄与するため、瑞穂公園に瑞穂運動場を設置しています。

2 施設の概要

瑞穂運動場及び瑞穂公園（一体管理とする）

(1) 瑞穂運動場とは、次の有料公園施設の総称を指します。（詳細は別紙2「施設概要の詳細」に記載）

陸上競技場 北陸上競技場 田辺陸上競技場 レクリエーション広場 ラグビー場 ラグビー練習場
野球場 相撲場 弓道場 アーチェリー場 テニスコート プール（屋内プール・練習プール）
トレーニング室 宿泊研修室 駐車場 これらの附属設備

(2) 瑞穂公園の概要は、次の通りです。

- 敷地面積 244,600㎡
- 主な施設（瑞穂運動場を除きます）

東児童園 南児童園 北児童園 こども広場 親水広場（一部） 緑陰広場 やすらぎ広場
水の広場 東小公園 山ももの丘 大曲輪貝塚 松並木散策路 南連絡橋 北連絡橋

3 瑞穂運動場の役割

指定管理者は、「名古屋市スポーツ推進計画」（平成25年3月策定、平成30年3月改定予定）に基づき、下記の施設の役割に沿って管理運営を行ってください。

(1) 本市全体の総合的なスポーツ推進の拠点

大都市圏の中核都市にふさわしい総合的・専門的スポーツ施設であり、アマチュアスポーツやプロスポーツを問わず各種の競技大会やイベント、興行など市民のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与することを目的とした施設です。また、市域における国際的・全国的な競技大会を開催する施設として、スポーツ・レクリエーション団体と連携協力し、国際的・全国的な競技スポーツの拠点としての役割を果たします。

(2) 地域スポーツ推進の拠点

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）により設置する各スポーツセンターと同様に地域におけるスポーツ推進の拠点として、多様化する市民ニーズに対応したスポーツ事業を企画実施するなど地域スポーツ振興の重要な役割を果たします。

(3) 運動・スポーツ実施率の向上

「名古屋市スポーツ推進計画」の基本目標として、スポーツの楽しさ・意義への気づきを促進し、スポーツに親しむきっかけをつくることや、いつでも、どこでも、だれとでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう機会・場を提供することなどを掲げており、実施率(週1)()が低い年代の実施頻度を上げ、実施率(週1)を65%以上とすることを目標としています。

週1回以上の頻度で運動・スポーツをする率

4 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者が実施しなければならない業務

(1) 一般の利用及び事業の実施に関すること

ア 基本の供用時間（下記「7 管理の基準（2）基本の休場日及び供用時間」を参照のこと。）内の施設の供用に関すること

- イ 助言及び指導業務
- ウ 相談業務
- エ 情報の提供
- オ 講座、教室等の実施（市の施策として実施するもの）
- カ スポーツ関係団体との連携、協力
- キ 国際的・全国的な大会等の誘致、開催

(2) 瑞穂運動場の使用の許可に関すること

- ア 使用の許可
- イ 利用調整

(3) 瑞穂運動場の利用料金に関すること

- ア 利用料金の徴収及び管理
- イ 利用料金の減免に関すること
- ウ 利用料金の還付に関すること

(4) 瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

- ア 建築保全業務
- イ 維持管理業務
- ウ 備品及び消耗品の管理
- エ 公認競技場の管理に関すること

(5) 公園の維持管理に関すること

- ア 公園基本管理
- イ 公園植物管理
- ウ 公園施設管理

(6) 都市公園内許可事務の補助に関すること

都市公園法（昭和31年法律第79号）及び名古屋市都市公園条例に基づく許可（設置許可、管理許可、

占有許可、行為許可)に関する事務の補助

(7) 緊急時対応に関すること

- ア 災害発生時対応に関すること(広域避難場所の運営を含む。)
- イ 事故等緊急時対応に関すること

(8) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

(9) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

- ア 管理資料の作成
- イ 事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出

(10) 指定管理者の引継ぎに関すること

- ア 現指定管理者からの業務の引継ぎ
- イ 次期指定管理者への業務の引継ぎ

(11) ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応業務

(12) その他名古屋市教育委員会(以下「委員会」という。)が定める業務

- ア 従事員の資質の維持・向上
- イ 市又は委員会が実施する事業等への協力
- ウ マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力
- エ 各種会議への参加
- オ 情報公開
- カ 拾得物の取扱い
- キ その他委員会が求める事項

指定管理者が自主事業として実施することができる業務

自主事業とは、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、既存利用施設の利用者増を図ることを目的として、「指定管理者が実施しなければならない業務」以外で実施することができる業務のことです。

- (1) 基本の供用時間外の施設の供用に関すること
- (2) 教室等の実施(市の施策として実施するものを除く。)
- (3) 物販事業
- (4) その他指定管理者の提案により実施する事業

5 指定管理者の指定の予定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間
(指定管理期間中に田辺陸上競技場、陸上競技場等複数施設で工事による休場及び新施設設置を予定しています。)

6 応募資格等

(1) 応募資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること。（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となるすべての団体が要件を満たすことが必要）

ア 破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。

ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。

ケ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

なお、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消をします。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4 (1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

3 情報交換

- (1) 市長等は、契約等の相手方となる又はなり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察本部長に対し、照会書（様式第1号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察本部長は、前号の照会を受けたときは、市長等に対し、速やかに回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察本部長は、(1)の市長等からの照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めるときは、市長等に対し、速やかに通報書（様式第3号）により通報するものとする。

4 排除措置の要請、決定及び措置結果の通知

- (1) 警察本部長は、排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)による回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長等に対し、契約等からの排除要請を行うものとする。
- (2) 市長等は、前号の排除要請に係る法人等については、排除措置を決定し、その措置結果を、警察本部長に対し、通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は株式会社（単独企業、特別目的会社（以下「SPC」という。）等）、若しくはNPO法人、その他法人のほか、任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体を含む。）等であること。

また、SPC設立予定として応募される場合、選定結果の公表までに設立することの実現性を証明する資料を応募時に必ず提出してください。

共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) グループによる応募の注意点

グループによる応募の場合、その構成団体すべてが前2号の応募資格及び応募者の形態を満たしている必要があります。

構成団体は、他のグループの構成団体として、あるいは単独企業として同一施設に応募することはできません。

グループの代表企業及び構成団体の変更は原則認めません。

7 管理の基準

(1) 条例等関係法令の遵守

管理運営に際しては、地方自治法及び同施行令、名古屋市都市公園条例及び同条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）、名古屋市瑞穂運動場条例及び同条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）愛知県プール条例（昭和36年愛知県条例第1号）並びに関係法令に精通し、これを遵守していただきます。また、名古屋市瑞穂運動場条例第2条に定める本施設の設置目的を深く理解し、それを達成するよう努めていただきます。

(2) 基本の休場日及び供用時間

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則に基づき、瑞穂運動場の休場日及び供用時間は下表を基本とします。

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休場日に開場し又は基本の供用時間以外の時間を供用させる場合は、指定管理者からの申出を受けて、協議の上決定します。

また、天災その他やむを得ない事由により、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時の休場日若しくは臨時の開場日を定めることがあります。

ア 基本の休場日

使用区分	休場日
陸上競技場、ラグビー場、ラグビー練習場及び駐車場並びにこれらの附属設備	毎月第3月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日にあたるときは、第4月曜日） 12月29日から同月31日まで
北陸上競技場（個人使用の場合を除く。）、田辺陸上競技場、レクリエーション広場、野球場、相撲場及びテニスコート並びにこれらの附属設備	毎月第3月曜日（法に規定する休日にあたるときは、第4月曜日） 12月29日から翌年1月3日まで
北陸上競技場（個人使用の場合に限る。）、弓道場、アーチェリー場、プール（練習プールを除く。）、トレーニング室及び宿泊研修室	月曜日（法に規定する休日にあたる時を除く。） 12月29日から翌年1月3日まで
練習プール	9月1日から翌年7月19日まで

イ 基本の供用時間

使用区分	供用時間
陸上競技場 同附属設備、 ラグビー場 同附属設備	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年3月31日まで
北陸上競技場（個人使用の場合を除く。）、田辺陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー練習場、相撲場	午前8時30分から 午後4時30分まで
野球場	4月1日から 午前8時30分から

同附属設備	10月31日まで	午後9時30分まで
	11月1日から 翌年3月31日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
弓道場、アーチェリー場		午前9時から午後9時（日曜日及び法に規定する休日は午後4時30分）まで
テニスコート、 同附属設備	3月1日から 11月30日まで	午前8時30分から 午後8時30分まで
	12月1日から 翌年2月末日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
北陸上競技場（個人使用の場合に限る。）、屋内プール、トレーニング室		午前10時から午後8時30分（日曜日及び法に規定する休日は午後6時）まで
練習プール	7月20日から 8月31日まで	午前10時から 午後5時30分まで
宿泊研修室		午前0時（1月4日は午前9時）から午後12時 （12月28日は午前9時）まで
駐車場		午前8時15分から 午後9時45分まで

(3) 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第2項の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的内容である情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表、個人情報の開示等に関する事項については、協定中に定め、これを遵守していただくこととなります。

(4) 管理用カメラの管理

本施設は、管理用カメラが設置されている施設であるので、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」（平成19年9月10日施行）の趣旨に従い、管理用カメラを管理・運用していただきます。

(5) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の2第1項に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めていただきます。

(6) 市のスポーツ振興計画に沿った管理運営

指定管理者には、「名古屋市スポーツ推進計画」等、市の定めたスポーツ振興にかかる基本計画を熟知し、これらの計画に沿った管理運営を行い、利用促進に努めていただきます。

国際的・全国的な競技大会等（以下「国際大会等」という。）の開催の場としての瑞穂公園の重要性を十分理解し、国際大会等の開催に必要な施設管理を行うとともに、国際大会等の運営を安定的かつ円滑に行うことができるように努めていただきます。

また、地域スポーツの拠点として、市民の方に幅広く施設を利用していただけるよう、質の高いサ

ービスを提供するとともに、管理運営面で魅力ある提案を行い、利用者の増加に資するよう努めていただきます。

(7) スポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力

瑞穂運動場は、市民大会から国際大会等まで、スポーツ・レクリエーション関係団体の活動の場として多く利用されているため、それらの団体との連携協力を円滑に得ることのできる体制を整えていただきます。

(8) 公園管理

瑞穂公園は、都市公園として緑豊かな自然に恵まれており、また、市内で有数の桜の名所としても知られ、多くの市民の方に親しまれています。そのような公園としての重要性を十分に理解し、関係機関と調整しながら、公園施設の管理を行っていただきます。

(9) 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時にかかる対応計画について、事業計画書の中で示していただきます。

(10) 備品の取扱いについて

備品の定義は名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号。以下「会計規則」という。）第132条によります。

本施設で使用する備品については次のとおり取り扱っていただきます。

ア トレーニング器具について

トレーニング室に配置するトレーニング器具については、仕様書別紙5「トレーニング室管理運営の手引き」の最低基準表に基づき、配置して頂きます。

既に配置されている市所有のトレーニング器具については、指定管理者の判断で継続して使用することができますが、老朽化及び故障等により安全に使用できないと専門業者等により判断された場合、市はその代替として新たなトレーニング器具の貸し付けを行いませんので、金額に関わらず、指定管理料により原則として同等品を調達していただきます。調達にあたっては、リース契約等による調達経費は指定管理料に含めますが、指定管理料や下記「10 事業収支に関する事項」に定める施設運営収入でトレーニング器具を購入することはできません。

市所有のトレーニング器具については、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定管理期間満了時に返還していただきます。なお、返還する際は、トレーニング器具を安全に使用できる状態としてください。

イ トレーニング器具を除く備品について

本施設に配置されている市所有の備品については、無償で指定管理者に貸し付けられ、使用できます。また同備品は、別に定められた廃棄の手続きを経て廃棄されたものを除き、指定管理期間満了時に返還していただきます。

施設の管理運営上必要な200千円未満の備品は指定管理料で購入していただきます。（公益財団法人日本陸上競技連盟による陸上競技場及び北陸上競技場の公認検定に必要な用器具を除きます。）

指定管理者が指定管理期間中に指定管理料で購入した備品は、すべて市の所有に帰属し、指定管理期間満了時に市に引渡して頂きます。

(11) 第三者への委託

- ア 指定管理に係る業務を第三者へ一部委託する場合、予め委員会の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行っていただきます。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託はできません。
- イ 指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせることはできますが、プール監視業務又はトレーニング室運営業務（清掃及び保守点検業務を除く。）を委託し、又は請け負わせることはできません。
- ウ 委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担していただきます。

(12) 暴力団の施設利用における措置

「名古屋市公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとします。暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市教育委員会事務局スポーツ振興課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会し、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行います。

(13) 命名権契約について

市は当施設にネーミングライツを導入しています。現在の契約が平成30年3月31日までとなっているため、平成30年4月1日以降の契約を新たに締結することになります。その際、指定管理者は、委員会及び契約の相手方であるネーミングライツパートナーとの連携協力により、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めていただきます。

平成30年3月31日までのネーミングライツパートナーは、株式会社パロマです。

(14) その他

市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）にもとづき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」を策定しています。また、教育委員会事務局スポーツ振興課では、「障害者がスポーツ施設をご利用される際の職員対応の手引き」を策定しています。指定管理者にはこれらに則った対応を行っていただきます。第三者へ業務を委託した場合には、受託業者に準用されます。

8 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準

管理運営業務に従事する者の基準は以下のとおりとします。なお、資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とします。

(1) 施設の管理運営

- ア 施設管理担当者
施設の管理運営にかかる諸業務を行うため、施設管理担当者を配置してください。
- イ 総括責任者（専任）

本施設の代表者である総括責任者として、施設管理担当者の中から、下記の条件を満たす者を、必ず1名配置してください。

公共の福祉と市民のスポーツ・レクリエーションを通じた心身の健康増進、地域の交流促進に関する見識を有し、十分なスポーツ施設管理運営経験を有する者

正社員又は構成員である者

ウ 副総括責任者（本施設専任）

総括責任者を補佐する者として、総括責任者と同要件を満たす者を副総括責任者として配置してください。

本施設専任とは、本施設においてのみ勤務し、他施設での勤務は行わないということです。（本施設内において、他のポストと兼務することは可能です。）（以下同じ。）

総括責任者・副総括責任者は、施設の代表者として、各機関との連絡調整を行ない、また、施設管理の総責任者として業務の統括を行ないますので、事務従事者を管理監督できる地位にある者を複数名配置してください。

エ 施設整備担当者

施設の整備を中心とした各種業務を行なう施設整備担当者として、下記の条件を満たす者を配置してください。

フィールド、グラウンド及び公園施設の保全・整備について、適切な知識と経験を持つ者

陸上競技場、北陸上競技場、ラグビー場の芝生フィールドの管理・整備については、競技用の天然芝生フィールドを維持管理した経験が豊富な者

正社員又は構成員であること。

オ 野球場・テニスコート管理担当者

下記の条件を満たす施設管理担当者を配置してください。

正社員又は構成員であること。

カ 地下駐車場管理担当者

施設管理担当者（ただし、正社員又は構成員である者に限る。）又は、警備業法（昭和47年法律第117号）で定める警備員を配置してください。

キ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、上記従事員アからウの者いずれか1名を体育施設管理士（公益財団法人日本体育施設協会認定）の有資格者としてください。ただし、この者が開場時間中常駐する必要はありません。

(2) プール施設にかかる管理（屋内プール、練習プール）

練習プール開場中は、プール管理責任者を屋内プールとは別に常駐させてください。

ア プール運営責任者（本施設専任）

プール運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

監視等業務に豊富な知識及び経験があること。

現場責任者としての資質を有すること。

正社員又は構成員であること。

下記のいずれかの資格、または同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財)日本体育施設協会

水泳指導員 水泳コーチ 水泳教師	(公財)日本体育協会
------------------------	------------

イ プール副運営責任者(専任)

プール運営責任者を補佐するため、プール運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、下記のいずれかの資格を有する者をプール副運営責任者として配置してください。

資格名	資格認定者
水上安全法救助員・救急法救急員	(社)日本赤十字社
基礎水泳指導員	(公財)日本水泳連盟

ウ プール管理責任者

プール運営責任者を補佐するため、プール運営責任者と同要件を満たす者であり、上記イのいずれかの資格を有する者をプール管理責任者として配置してください。

エ 受付担当者

練習プール(屋外)には、入場受付のため受付担当者をプール受付に常駐させてください。屋内プールについては、総合受付窓口要員が受付を担当することとします。

オ プール監視員

市の主催する普通救命講習(自動体外式除細動器(AED)を業務等で使用することを想定した「普通救命講習2」(AED認定コース)が望ましい。以下同じ。)又は上級救命講習を受講し、かつ、一定以上の泳力を有した監視員を配置し、下記の業務を行わせてください。

利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。

緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

カ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、従事員のうち、アからウの者いずれか1名を体育施設管理士若しくはプール衛生管理者(公益社団法人日本プールアメニティ協会認定)の有資格者としてください。ただし、プール運営責任者が水泳指導管理士の有資格者である場合は、この要件を満たさなくとも結構です。また、この者が開場時間中常駐する必要はありません。

(3) トレーニング室にかかる管理

ア トレーニング室運営責任者(本施設専任)

トレーニング室運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置してください。

トレーニング器具等の取扱い及び指導業務に熟達していること。

現場責任者としての資質を有すること。

正社員又は構成員であること。

下記のいずれかの資格、または同等以上の資格を有すること。

資格名	資格認定者
健康運動実践指導者	(公財)健康・体力づくり事業財団
スポーツプログラマー	(公財)日本体育協会
トレーニング指導士	(公財)日本体育施設協会

イ トレーニング室副運営責任者(専任)

トレーニング室運営責任者を補佐するため、トレーニング室運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、トレーニング室運営責任者と同等の資格を有する者をトレーニング室副運営

責任者として配置してください。

ウ トレーニング室運営補助員

市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、トレーニング器具等に関する知識を有した運営補助員を配置し、次の業務を行わせてください。

利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。

緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

(4) 電気・機械等設備の運転・管理・保守

ア 設備管理担当者

電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者を設備管理担当者として配置し、設備管理等業務の実施について監督してください。なお、設備管理担当者となる者の中には、正社員若しくは構成員となる者を1名以上含めてください。

イ 自家用電気工作物の保安管理業務について関係法令に従い、適切に実施してください。

(5) その他特記事項

ア 宿泊研修室の宿泊利用がある場合には、夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者を配置してください。

イ 甲種防火対象物の防火管理者を配置してください。

ウ 愛知県プール条例に基づき、プール管理責任者及び衛生管理者を置き、所轄の保健所へ必要な届出を行ってください。

9 管理業務に従事する者に必要な人数の基準

基本の供用時間においては、常に下記に定めるポスト数以上を配置してください。ただし、区分 については、午前 8時30分から午後 5時まで（ラグビー場、北陸上競技場は専用使用利用時間帯）を、区分 の施設の管理運営業務（宿泊研修棟管理事務所）については、午前 8時45分から供用時間終了後施設の後片付け、点検等業務の終了時間までを従事の基本とします。

なお、基本外の供用時間における配置基準は本基準に準ずるものとしますが、全面専用使用時など利用形態に応じて、利用者の安全対策が十分に図られると客観的に判断できる場合に限り、委員会との協議によりポスト数を減員することができるものとします。

工事による休場及び新施設設置が予定されますが、現時点の施設が指定管理期間中に変更がないものとして配置を計画してください。

区分	業務	ポスト名	ポスト数
	施設の管理運営 (陸上競技場管理事務所)	総括責任者	4
		副総括責任者	(1)
		施設管理担当者	(2)
	フィールド、グラウンド及び 公園施設の保全・整備	施設整備担当者	1 (2)
	設備の運転・管理保守	設備管理担当者	1 (2)
	ラグビー場管理(専用使用時)	施設管理担当者	1

北陸上競技場（専用使用時）	施設管理担当者	1
施設の管理運営 （宿泊研修棟管理事務所）	施設管理担当者 （副総括責任者含む。）	3 (3)
野球場・テニスコート管理	野球場・テニスコート管理担当者	2
地下駐車場管理	地下駐車場管理担当者	1
屋内プール	プール運営責任者	4 (4)
	プール副運営責任者	
	プール監視員	
練習プール（屋外） （プール開場期間中のみ）	プール管理責任者	1
	プール監視員	7
	受付担当者	1
トレーニング室管理	トレーニング室運営責任者	2 (5)
	トレーニング室副運営責任者	
	トレーニング室運営補助員	

- 1 常時ポストの中には、総括責任者又は副総括責任者を含めてください。
- 2 陸上競技場において、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）の試合が夜間に開催される場合は、区分の従事が使用終了後の施設の後片付け、点検等業務の終了時間まで引き続くものとし、その他の使用が夜間に開催される場合は、施設管理担当者（副総括責任者含む）2名及び設備管理担当者1名の従事を基本とします。
- 3 宿泊研修室の宿泊利用がある場合には、夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者2名を基準に配置してください。
- 4 常時ポストの中には、プール運営責任者又はプール副運営責任者を含めてください。
- 5 常時ポストの中には、トレーニング室運営責任者又はトレーニング室副運営責任者を含めてください。

10 事業収支に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者で協議し、施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。）から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払います（原則毎月15日）。

【参考】過去の指定管理料等（消費税等含む。）

（単位：千円）

平成26年度指定管理料の参考額	平成27年度指定管理料の参考額
279,605	274,676

指定管理料には、修繕費を含みます。

(2) 施設運営収入

ア 利用料金収入（基本の供用時間内）

基本の供用時間における施設及び附属設備の利用料金は、指定管理者の収入となります。

利用料金の設定

- a 施設及び附属設備の利用料金は、条例及び規則に定める利用料金の基準額に0.7から1.3を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が委員会の承認を得て定めることとなります。
- b 平成30年3月31日までに平成30年 4月 1日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、指定管理者が委員会の承認を得て定めた額が適用されます。
- c 平成35年3月31日までに平成35年4月1日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、次期指定管理者が委員会の承認を得て定めた額が適用されます。指定管理者には、利用料金の額が確定した後、利用者に対し周知を行っていただきます。
- d 指定管理者が施設ごとに発行する個人使用施設の回数券・定期券の有効期限は、平成35年3月31日までとします(アーチェリー場・弓道場・北陸上競技場・駐車場回数券を除く)。ただし、利用者の利便に資する場合は、次期指定管理者との協議により、これによらない取扱いをすることができることとします。
- e 受益者負担の適正化を図るための使用料改定等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議します。

共通利用券

- a 指定管理者が施設ごとに発行する個人使用施設の回数券・定期券のほか、複数のスポーツセンター等の温水プール又はトレーニング室において共通して使用することができる共通回数券及び共通定期券並びに練習プール(屋外)において共通して使用することができる共通回数券があります。これらの共通利用券については、条例に利用料金の額が定められているため、額の変更はできません。
- b 共通利用券で使用できる施設は、別紙3「共通利用の施設」のとおりです。
- c 共通回数券、共通定期券を施設外に持ち出して販売することを禁止します。
- d この共通利用による利用料金の精算は行いません。

イ 市の施策として実施する教室事業収入

市の施策として実施する教室事業について、利用者が支払う参加料は、指定管理者の収入となります。

(3) 自主事業収入

上記「4 指定管理者が自主事業として実施することができる業務」を実施することにより得られる収入のことです。

ア 利用料金収入(基本の供用時間外)

イ 教室等事業収入(市の施策として実施するものを除く。)

ウ 物販事業収入

エ その他指定管理者の提案により実施する事業収入

自主事業収入による指定管理料の縮減

自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当してください。なお、充当額は指定管理者の提案によることとします。

(4) 管理運営経費

上記「4 指定管理者が実施しなければならない業務」に要する経費のことです。主な経費は以下のとおりとなります。

人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課 など

(5) 自主事業に係る費用

上記「4 指定管理者が自主事業として実施することができる業務」に要する経費のことです。教室等を実施するため施設を使用する際に支払う利用料金、自動販売機などを設置する際に市に支払う貸付料、名古屋市都市公園条例による占用使用料及びその他実施にかかる経費が含まれます。

【参考】指定管理者の収入と支出一覧

収入	実施しなければなら ない業務	(1)指定管理料	・指定管理料
		(2)施設運営収入	・利用料金収入（基本の供用時間内） ・市の施策として実施する教室事業収入
	自主事業として実施 することができる業 務	(3)自主事業収入	・利用料金（基本の供用時間外） ・教室等事業収入（市の施策として実施する ものを除く。） ・物販事業収入 ・その他指定管理者の提案により実施する事 業収入 自主事業の利益の一部を指定管理料の縮減 に充当すること。
支出	実施しなければなら ない業務	(4)管理運営経費	・人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務 委託費、保守管理費、修繕費、機器リース 料、租税公課 など
	自主事業として実施 することができる業 務	(5)自主事業に係る費 用	・利用料金 ・貸付料・占用使用料 ・その他実施にかかる経費

(6) 市への利用料金等の納付

上記(2)に規定する施設運営収入その他指定管理料の算定根拠となる収入が、事業計画書において見込んだ金額を上回る場合は、その一部を市へ納付していただく場合があります。

(7) 指定管理料の支払い

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する「年度協定書」(「18 協定の締結について」を参照のこと。)において定めるものとします。指定管理料の額は、指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、原則として増額は認めません。また、指定管理料は原則として精算しません。

(8) 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

ア 平成30年 4月 1日以降の使用分で、平成30年 3月31日までに現指定管理者に納入された専用使用料に係る利用料金は、現指定管理者から指定管理者に前受金として支払います。

イ 指定期間開始前に販売された共通定期券（1年）のうち残利用期間が指定期間に属するものについては、現指定管理者との協議により、精算を行ってください。

ウ 平成35年 4月 1日以降の使用分で、平成35年 3月31日までに指定管理者に納入された専用使用に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払ってください。

エ 指定期間満了後に利用される共通定期券（1年）については、残存期間に相当する額を指定管理者から次期指定管理者に支払ってください。

(9) 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとします。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

(10) 管理口座

管理運営業務に係る指定管理者の経費及び収入は、原則として、団体本体の口座とは別の口座で管理してください。

(11) 修繕費等について

ア 次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を指定管理料の中から分担していただきます。

原形を変えずる修繕及び模様替

1件 2,500千円を超える修繕

1件 200千円以上の備品購入（トレーニング器具等を指定管理者の負担により購入する場合を除く。）

その他協議により定める事項

指定管理者が自主事業として設置する既存施設の利用促進をはかる施設（以下「利用促進施設」という。）にかかる費用については、指定管理者が負担することになります。

イ 1件 2,500千円を上限として指定管理者が行う修繕の費用については、各年度下表に定める基準額を、修繕費として指定管理料に含めて提案することとし、この額を下回することはできません。なお、応募者が基準額以上の経費がかかると判断した場合は、その金額を計上し提案してください。

各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たなかった場合には、指定管理者は提案額から執行額を引いた差額を市へ返納することとします。提案額を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払は行いません。

基準額 (単位：千円)

30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
26,694	27,100	27,100	27,100	27,507

平成26年度及び平成27年度の修繕の実績に基づいて算出

ウ 修繕費で支出できるものは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「15 工事請負費」で支出するものに相当するものとします。

(12) 練習プール（屋外）にかかる最低使用水道量について

指定管理者は、「13 申請書類の提出」に規定する「瑞穂運動場及び瑞穂公園指定管理者事業計画書」の収支計画書において、練習プール（屋外）にかかる水道量として、各年度4,930m³の最低使用水道量を提案することとします。応募者が最低使用水道量以上の水道量がかかると判断した場合は、その数量を計上し提案してください。

(13) 広告料収入について

広告の掲出については、市が実施し、指定管理者は実施することはできません。（ただし、市が募集する瑞穂運動場における広告掲出事業において、指定管理者が広告掲出業者となる場合を除きます。なお、この場合の収入は、施設運営収入には含めません。）

(14) 田辺陸上競技場、陸上競技場等複数施設での工事について

工事による休場及び新施設設置が予定されますが、これに伴う影響額については、別途協議しますので、収支計画には含めないでください。

11 管理運営業務に関し、指定管理者が責任を分担する範囲等

(1) 責任分担について市と指定管理者により協議を行う事項

指定管理者が善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害・損失や運営費の増加が生じた場合は、その分担のあり方及び費用負担について協議します。

また、予想しえない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でない市が判断した場合には、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方は下記のとおりです。

項目	内容	責任分担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの		
	上記以外の場合		
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したものの		
	上記以外の場合		
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）		
	上記以外の場合		
性能	協定書に定めた要求水準不適合		
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		
	情報の管理及び保護に関するもの		
需用の変動	当初の需用見込みと異なる場合		
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの		
	上記以外の場合		

施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり 2,500千円を超える大規模修繕が必要となる場合（利用促進施設に係るものを除く。）		
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由によるもので、かつ、1件あたり 2,500千円以下の修繕が必要となる場合		
施設の休館(場)	施設・設備の修繕にかかる工事等により、長期間施設を休館(場)する場合	協議事項	
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
周辺住民への損害 (騒音、振動、光、 駐車対策等)	市の責めに帰すべき事由による場合		
	不適切な施設管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合		
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		
利用料金の精算	次期指定管理者への利用料金の精算にかかる費用		

上記にあてはまらない事項については、その都度協議を行うこととします。

(2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を負った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとします。

(3) 保険への加入

指定管理者は上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で社会体育施設保険等に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

(4) その他の費用負担

選定手続きを経て選定された団体が指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までには施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

12 指定管理者の公募に関するスケジュール

(1) 募集要項等の配布 平成29年 6月1日(木)～7月11日(火)

(2) 応募者説明会 平成29年 6月13日(火)

応募者説明会には、平成29年 6月12日(月)正午までに申込の上、必ず参加してください。不参

加の場合、応募できませんのでご注意ください。

- (3) 施設見学会 平成29年 6月19日(月)
- (4) 質問受付:募集に関するもの 平成29年 6月1日(木)～ 6月16日(金)
:施設に関するもの 平成29年 6月1日(木)～ 6月27日(火)
- (5) 募集に関する質問回答 平成29年 6月下旬予定
- (6) 申請書類の提出日の予約 平成29年 7月 3日(月)～ 7月 4日(火)
- (7) 申請書類の提出 平成29年 7月10日(月)～ 7月11日(火)
- (8) 第 1次審査 平成29年 8月10日(木)
- (9) 第 1次審査結果の通知 平成29年 8月14日(月) 予定
- (10) 第 2次審査(ヒアリング) 平成29年 8月23日(水)・25日(金) 予定
- (11) 候補者・次点候補者の選定 平成29年10月13日(金) 予定
- (12) 選定結果の通知 平成29年10月下旬予定
- (13) 指定管理者の指定 平成29年12月予定
- (14) 指定管理者との協定締結 平成30年 3月予定

13 申請書類の提出

(1) 申請書類

申請書類は、原則A4サイズ縦長、横書きとします。

ア 名古屋市瑞穂運動場指定管理者指定申請書

イ 名古屋市瑞穂公園指定管理者指定申請書

ウ 瑞穂運動場及び瑞穂公園指定管理者指定申請に関する誓約書

エ 法人等の書類

定款、寄附行為、規約その他これに類する書類及び登記事項証明書

財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び株主資本等変動計算書、その他委員会が指示する書類

法人税、本店等所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書

その他必要な事項に係る書類

オ 瑞穂運動場及び瑞穂公園指定管理者事業計画書

カ「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料

代表者等名簿

団体の代表者及び施設の管理責任者について申請様式にて示す様式に記載してください。グループによる応募の場合、その構成団体すべてについて提出してください。

キ その他委員会が定める書類

(2) 提出部数

正本 1部、その写し11部及びデータ。

提出方法は、申請様式にて示す「指定管理者申請書類提出要領」の定めに従ってください。

提出した申請書類の差し替えは委員会の指示する場合を除き不可ですのでご注意ください。

(3) 提出先・提出期間

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局スポーツ振興課施設係

提出期間 平成29年 7月10日(月)から 7月11日(火)まで

受付時間 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

申請書類の提出方法は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)とします。郵送の場合の提出期限は、下記(4)に基づき委員会が指定した日必着とします。

(4) 提出日の予約

申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

予約の申込は別紙 4「指定管理者指定申請書提出予約申込書」にて、電子メールにより「26 問合せ先」まで申し込んでください。提出日時の希望がある場合は、記載することができますが、提出の際に必要な書類の不備が確認された場合は受け付けることができませんので、平成29年7月10日(月)に提出していただくようお願いいたします。

申請書類の提出日時は、委員会が指定した上で送信された電子メールアドレスあてに通知(返信)します。郵送申請の場合も同様に予約申し込みをしてください。なお、応募状況等によっては、応募者が希望する提出日時になるとは限りません。

予約受付期間：平成29年 7月 3日(月)午前 9時から 7月 4日(火)午後 5時まで

14 応募者説明会・施設見学会

(1) 応募者説明会

日時 平成29年 6月13日(火)午前 9時30分から

場所 名古屋市役所東庁舎 5階大会議室

内容 募集要項等に即した応募説明

申込期限 平成29年 6月12日(月)正午

指定管理者に応募する者は、全て、応募者説明会への参加が必要となります。不参加の場合の応募は認めません。また、共同事業体での応募の際には、構成団体の社員(職員)が参加する必要があります。

(2) 施設見学会

日時 平成29年6月19日(月)午後2時から午後6時まで

場所 瑞穂運動場(集合場所：ラグビー場)

内容 施設の概要説明、施設見学及び施設各所図面の閲覧

申込期限 平成29年6月15日(木)正午

(3) 参加申込方法

電子メール又はファックスにより「26 問合せ先」までご連絡ください。

申込の様式は問いませんが、「法人名、参加人数、応募を予定している施設(応募者説明会の場合) 見学を希望する施設(施設見学会の場合) 連絡先(担当者名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス)」を必ず明記してください。

(4) 参加の際の注意事項

開始時間にご集合ください。来場には公共交通機関をご利用ください。

当日は参加者に募集要項を提供いたしませんので、名古屋市ウェブサイトよりダウンロードし、印刷したものを持参ください。

参加者は1団体あたり、応募者説明会は2名以内、施設見学会は3名以内とします。

15 質問の受付と回答

募集に関する質問は別紙 5「質問票」にて、電子メールにより、平成29年 6月16日（金）までに、施設に関する質問は平成29年6月27日（火）までに提出ください。ファックス、来庁又は電話による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、質問者及び応募者説明会・施設見学会参加者全員に対し電子メールで行います。

16 指定管理者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、2段階の公募型プロポーザル方式とし、募集要項及び仕様書が求める水準を満たしており、財務分析した評価が著しく低くなく、候補者となることのできる最低ライン（最低基準点）以上の得点を得た団体の中から選定します。

最初に第 1次審査として申請書類を提出していただき、それをもとに名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会スポーツ施設部会（以下「選定委員会」という。）で評価・審査を行い、第 1次審査の通過者を決定します。ただし、応募者から提出された財務書類を審査し、指定管理期間を安定的に運営することが不可能であると考えられる場合は、不通過とします。

次に第 2次審査として、第 1次審査の通過者に、選定委員会において、提出書類の説明をしていただきます。その結果を踏まえて審査を行ない、委員会は候補者及び次点候補者の選定を行います。

選定に際しては、(5)に記載する審査項目について各委員の付けた点数の平均（小数点以下第2位で四捨五入）が最も高い応募者を候補者とします。最も高い得点の応募者が複数の場合、各委員が一番高い得点を入れた数の多い応募者を候補者とします。それでもなお複数の応募者が残る場合は、選定委員会で協議のうえ、会長の裁定により候補者を決定します。

選定結果は応募者全員にお知らせし、市公式ウェブサイトへの掲載等により公表します。また、名古屋市議会の議決により、指定管理者の指定が行われた後には、市公式ウェブサイト上にてその旨を公表します。

また、指定管理者は委員会と細目協議の上、名古屋市議会にて予算の議決がなされた後に、管理に関する協定を締結するものとします。

(2) 次点候補者との交渉

候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とすることができるものとします。

(3) 選定委員会

委員の構成（敬称略）

加藤 義人 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

	執行役員 名古屋副本部長
長谷川 龍伸	弁護士
花園 誠	名古屋大学大学院経済学研究科准教授
丸山 真司	愛知県立大学教育福祉学部教授
村本 あき子	あいち健康の森健康科学総合センター 健康開発部長

なお、申請団体が選定委員会の選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(4) 選定基準

選定委員会における審査は、設置目的や特性を踏まえて行い、下記の条例の選定基準に基づき、市民サービスの向上や経費の節減などの観点から審査項目を設定し、総合的に行います。

- ア 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- イ 市民の平等利用が確保されていること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成すること。
- エ 事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであること。
- オ スポーツ及びレクリエーション活動を行う団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであり、かつ、国際的な競技大会等の誘致及び開催を安定的かつ円滑に行うことができる能力を有していること。
- カ 国際的な競技大会等を開催するために必要とされる瑞穂運動場の施設の水準を維持するために必要な能力を有していること。
- キ 瑞穂運動場と瑞穂公園の公園施設について、一体的に管理できる能力を有すること。

(5) 審査項目及び質問項目、配点

上記条例の選定基準に基づいて設定した審査項目は下記のとおりです。審査項目ごとに選定にかかる評価点を設けています。また、審査項目に基づき選定を行うために質問項目を設定するとともに、審査書類として様式を定めていますので、各設問において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載してください。

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制 [50点]

(1) 施設の管理運営の基本方針（様式 ）(5点)

- ・ 本市の施策に基づいた当該施設管理運営の基本方針について記載してください。

(2) 基本方針を実施するための目標及び実施策（様式 ）(5点)

- ・ 基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について具体的に記載してください。
利用者数、利用率を記載。（様式 で併記）

(3) 安定的な経営体力（15点）

指定管理期間中、安定した管理を行うことが十分といえる経営規模、実績、実務能力について記載してください。（様式 ）

財務諸表等財務書類により審査します。提出の書類等は、申請様式にて示す「指定管理者指定申請書類提出要領」に従ってください。

(4) 類似施設の運営実績（様式 ）(5点)

- ・ 類似施設の管理運営実績について記載してください。

(5) 業務履行体制（団体の体制）(様式)(10点)

- ・ 安全かつ効率的な業務履行ができる体制について記載してください。

施設の管理運営を確実にを行うための研修、業務管理体制、補償・賠償にかかる方策を記載。

(6) 職員配置計画（施設における計画）(様式)(10点)

- ・ 従事員の人材育成方針及び実施策について記載してください。
- ・ 適切な労働環境を保持するための方策について記載してください。
- ・ 障害者支援に係る技能や資格を有する人材の配置があれば記載してください。

配置する従事員の基準(ポスト数)、週間ローテーションを記載。

2 コンプライアンス [10点]

(1) 関連法令の遵守体制（様式 ）(10点)

- ・ 個人情報保護、情報公開等の遵守体制や具体的な取組みや考え方について記載してください。
規定等の資料を添付
- ・ 法令遵守にかかる基本方針について記載してください。
- ・ 法令を遵守するための人材育成・研修の方策について記載してください。

市民の平等利用が確保されていること

1 平等利用の確保 [10点]

(1) 公共性・公平性に基いた利用の確保（様式 ）(10点)

- ・ 公の施設の性格を理解し、誰もが平等・公平に利用できる基本方針について記載してください。

事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成すること

1 施設の効用の最大限発揮 [50点]

(1) 利用者本位のサービス提供（様式 ）(10点)

- ・ 利用者の利便性向上のための新たな取組みを実践・実行できる体制について記載してください。
- ・ 実現可能な広報・利用促進策について記載してください。

(2) スポーツ教室・講座事業等の計画（様式 ）(10点)

- ・ 市の施策として実施するスポーツ教室事業等について、基本的な考え方を記載してください。
収支計画の表を記入
- ・ 助言及び指導業務、相談業務等その他の企画・実施するにあたっての基本的な考え方について説明してください。

(3) 自主事業の計画（様式 ）(30点)

- ・ 自主事業の実施計画及び魅力的で実現性のある自主事業を実施することによる利用者数と施設稼働の拡大に対する計画について記載してください。

2 施設管理 [25点]

(1) メンテナンス（様式 ）(20点)

- ・ 施設の点検及び修繕計画とその予算について、具体的に記載してください。

(2) 環境保持・環境配慮（様式 ）(5点)

- ・ 清掃、外構植栽などの管理計画について記載してください。

清掃・外構植栽管理計画、日常点検・法定点検等の履行の計画、ごみ排出量削減や地球温暖化対策等の計画について記載

3 安全管理 [15点]

(1) 緊急時への備え (様式)(15点)

- ・ 安全・安心に利用できるよう、災害・事故発生時に備えた通常の見組み、緊急・救急時の体制を記載してください。

保安警備の実施体制、市との連絡体制・予防管理体制等、A E Dの点検内容・利用研修等、その他事件・事故防止策について記載。

緊急時にかかるマニュアル等の資料を添付

4 地域交流 [15点]

(1) 地域支援・地域連携 (様式)(15点)

- ・ 地域におけるスポーツ振興事業等について、具体的かつ実現可能な取組みを記載してください。

5 モニタリング [5点]

(1) 自己評価 (様式)(5点)

- ・ 事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について記載してください。

事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであること

1 管理運営経費 [110点]

(1) 効率的かつ適正な管理運営 (様式)(10点)

- ・ コスト管理計画において中長期計画や実施・改善計画について記載してください。
- ・ 業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について記載してください。

(2) 事業予算の計画 (様式)(10点)

- ・ 事業収支計画について説明してください。(「収支計画書」を添付)
- ・ 利用料金収入計画にかかる特色を記載してください。(「瑞穂運動場指定管理者利用料金設定計画詳細」を添付)
- ・ 条例・規則等で定められている事項以外で、指定管理者が独自に利用料金の減免・還付事項を設ける場合、そのことについて記載してください。
- ・ 利用料金の納付期限について、利用者サービスの向上を図る目的で募集要項・仕様書等で定められている事項以外の取扱いを設ける場合、そのことについて記載してください。

(2)- 事業予算の計画 (90点)

- ・ 指定管理料

スポーツ及びレクリエーション活動を行う団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えていること
国際的な競技大会等の誘致及び開催を安定的・円滑に行うことができる能力を有していること

(1) スポーツ・レクリエーション活動を行う団体との連携 (様式 A)(10点)

- ・ スポーツ・レクリエーション活動実施団体との連携協力が円滑に得られる体制について記載してください。

(2) 国際的な競技大会等の誘致・開催 (様式 B)(10点)

- ・ 国際的な競技大会等の誘致・開催を安定的・円滑に実施するための方策について記載してください。

瑞穂運動場と瑞穂公園の公園施設について、一体的に管理できる能力を有すること

(1) 公園管理能力 (様式 C)(10点)

- ・ 公園を有効活用して、運動場利用者や公園利用者に親しまれる維持管理、業務等を実施するための方策について記載してください。

ヒアリング審査 (総合評価)

1 下記の観点でのプレゼンテーション及びヒアリング [40点]

(1) 参入意欲 (10点)

- ・ 応募施設をしっかりと把握しているか
- ・ 委員からの質問に対する回答が的確であったか
- ・ 熱意や意欲があるか

(2) 創意工夫 (15点)

- ・ 実現可能な広報・利用促進策を有しているか
- ・ 自主事業の計画に利用者数及び施設稼働の拡大に対し実現可能な計画を明記しているか
- ・ 地域におけるスポーツ振興事業等の取組みが提案されているか

(3) 専門的見地 (15点)

- ・ 委員の専門分野による評価

(6) 選定結果の公表

選定結果については、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの情報提供などにより、公表します。公表する内容は、選定委員会の開催日時、選定委員会の委員、候補者及び次点候補者として選定された団体、申請団体、選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く）候補者の提案の概要、各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。

候補者となった団体には、「別紙 5提案の概要」を別途作成していただきます。

(7) その他

応募時から選定結果の公表までに「6 応募資格等（1）応募資格」に列挙する各要件を満たさなくなった場合、その候補者を失格とします。

17 指定後の対応について

指定管理者の指定後、協定の締結までに指定された団体は事業計画を作成していただきます。また、指定管理者が交替する場合は業務の引継ぎを行っていただきます。

なお、指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことができるものとします。

18 協定の締結について

指定管理者は、市及び委員会との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結します。なお、協定書は、全指定管理期間をとおして効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。

19 指定の取り消し等

委員会は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務

の全部又は一部の停止を命ずることがあります。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければなりません。

- (1) 指定管理者が、条例、規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- (2) 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと委員会が判断したとき
- (3) 指定管理者が事業の履行にあたり委員会の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- (5) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (6) 本施設を公の施設として廃止するとき
- (7) その他委員会が当該指定管理者が管理を継続することが適当でないときと認めるとき

20 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請団体は、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (2) 1団体につき提案（申請）は一つとし、同一施設に複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が、他のグループの構成団体となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。
- (3) 申請書類の内容を提出期限後に変更することは、原則としてできません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
- (5) 申請書類を作成する際は、選定の資料となることを認識したうえで、各設問において求められている事項を対応する様式に漏らさず記載するよう注意してください。
- (6) 申請書類を提出する際に必要な書類の不備が確認された場合は受付けることができませんので、提出の際は申請団体の責任において必要な書類が揃っているか十分確認をしてください。
- (7) 申請書類を提出した後に辞退する場合は、文書により直ちに届け出てください。
- (8) 申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とします。
- (9) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、本市が必要と認める場合は、資料を追加して提出していただきます。追加して提出された資料の取扱いも、他に提出されている書類の取扱いと同様とします。
- (10) 提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。
なお、名古屋市議会で指定管理者の指定を審議するため、応募内容の概要を資料として提出する場合があります。
- (11) 本市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

21 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格取得も含む。）される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行います。ただし、団体が公益法人化する場合や存続団体として他団体と統合する場合で、指定の

根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を持って存続する場合はこの限りではありません。

22 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況の点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するとともに、次期選定に活用することとします。

23 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員（第199条第7項）、包括外部監査人（第252条の37第4項）又は個別外部監査人（第252条の42第1項）による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとっていただきます。

24 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継いでいただきます。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと市が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとします。

25 業務の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施していただきます。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力をしていただきます。
- (3) 引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

26 問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市教育委員会事務局スポーツ振興課施設係
電話番号 052-972-3267
ファックス番号 052-972-4417
電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp